

重要事項説明書

この重要事項説明書(以下「本書面」といいます)は、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の13、第2条の14、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)、および小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年経済産業省令第58号)に基づき小売電気事業者が、需要家のお客様に、契約に先立ってあらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。また、本書面に記載事項を説明後、本書面をお客様に交付します。

なお、本書面の内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

本書面の項番号「小売電気事業の登録の申請等に関する省令」第3条第1項の号番号の対応は以下の通りです。

[本書面] 1項→省令1号 / 2項→3、18号 / 3項→5号 / 4項→7、13号 / 5項→9、14号 / 6項→8、9号 / 7項→22号 / 8項→9号 / 9項→15、24号 / 10項→25号

チェック欄		約款該当条文
□	1. 小売電気事業者 氏名・名称 株式会社オカモト 〒080-0804 北海道帯広市東4条南10丁目2番地 電話番号:0155-22-3200 登録番号:A0318	
□	2. 各種お問い合わせ先 [電気料金、契約変更その他契約事項に関する事項全般のお問合せ先] 株式会社オカモト (エナジーマーケティングカンパニー) 電話番号:0155-22-3205 コールセンター:0120-989-155(平日8時30分～17時30分 土日祝日及び年末年始は休業) [停電その他電気事故等に関する緊急のお問合せ先] 北海道エリア:北海道電力ネットワーク株式会社 本店:011-251-1123(代表) お近くのほくでんネットワーク一覧: https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/branch/index.html 東北エリア:東北電力ネットワーク株式会社 ネットワークコールセンター:0120-175-366 東京エリア:東京電力パワーグリッド株式会社 電話番号:0120-995-007 03-6375-9803(有料) チャット: https://www.tepco.co.jp/pg/user/chat/chat_support-j.html?utm_source=topbanner_t_chat 中部エリア:中部電力パワーグリッド株式会社 電話番号:0120-985-232 チャット: https://chubu-pg.support-navijp/t01/ 北陸エリア:北陸電力送配電株式会社 電話番号:0120-837-119 関西エリア:関西電力送配電株式会社 電話番号:0800-777-3081 050-3085-3081(有料) チャット: https://kansai-td.support-navijp/t01/?_ga=2.62755948.1396648564.1606965937.1587554204.1603858403 中国エリア:中国電力ネットワーク株式会社 お問い合わせフリーダイヤル一覧: https://www.energia.co.jp/nw/company/office/freedial/index.html 四国エリア:四国電力送配電株式会社 ネットワークコールセンター一覧: https://www.yonden.co.jp/nw/contact/index.html メールフォーム: https://www.yonden.co.jp/nw/inquiry/general/index.html 九州エリア:九州電力送配電株式会社 送配電コールセンター一覧: https://www.kyuden.co.jp/td_functions_office_index.html#kyushumap チャット: https://kyuden-td.support-navijp/t01/	
□	3. 電気需給契約の申込方法 低圧:当社WEBサイト等での電子的な申込、あるいは当社指定の申込用紙に必要事項※1を記載の上提出していただきます。 高圧以上:電力使用状況の調査表等を基に作成した見積書に同意後、電気需給契約書への押印をもって契約(書)の締結とさせていただきます。	
	※1 お客様氏名・住所・連絡先、供給地点特定番号・お客様番号、支払方法の情報がなくなります。	
□	4. 供給電力、供給電力量の計測方法、料金の算出方法、測定方法 1. 電気料金の算定期間 (1) 電気料金は、お客様との電気需給契約書に記載の需給開始日から適用し、算定期間は原則として電気需給契約書に定める毎月の検針基準日の間の1月といたします。 (2) 日割り計算 電力供給の開始・廃止、契約変更等が生じた場合の電力料金について、基本料金は日割り計算(下記の計算方式)により精算し、電力量料金は使用分につき精算いたします。 $\text{基本料金} = \frac{\text{1月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{該当月の日数})}{1}$ 2. 電気料金の算定方式、計量方法(常時電力※1) (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 また、算定の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客様にお知らせいたします。 $\text{電気料金} = \text{基本料金(力率割引・割増を含む)} + \text{電力量料金(燃料費調整額を含む)} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times 2$ (2) 基本料金 ア 従量電灯A(関西、中国、四国):基本料金なしの最低料金制(最低料金は契約プランに基づく) 従量電灯B(北海道、東北、東京、中部、北陸、九州):契約電流(A)と契約プランに基づく それ以外:契約容量(kVA)もしくは契約電力(kW) × 基本料金単価 × ((185-力率※3)/100) イ 常時電力の契約電力は、原則として以下の2通りにより定めます。 (i) 契約電力が500キロワット以上、または特別高圧供給のお客様の場合(協議制) 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準とし協議により契約により予め定めます。 なお、当月の最大需要電力を超えた場合には、当社はお客様と協議した上で、契約電力を適切なものに変更してもらう場合がございます。 (ii) 契約電力が500キロワット未満のお客様の場合(協議制) 各月の契約電力は、原則として当月の最大需要電力*4と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値となります。 なお、実量制のお客様が、当月の最大需要電力が500キロワットを超えた場合、当社はお客様と協議した上で、契約電力を適切なものに変更してもらう場合がございます。 ウ 基本料金単価は、お客様との電気需給契約により定めます。	第18条 第19条 第22条 第15条 第20条 第21条 第15条 第20条 第21条 第22条
□	(3) 電力量料金 ア 電力量料金は、算定期間における使用電力量と、電気需給契約に定めた電力量料金単価および燃料費調整単価※5から、以下の算式により算定される金額といたします。 $\text{電力量料金} = \text{使用電力量(kWh)} \times (\text{電力量料金(円/kWh)} + \text{燃料費調整単価(円/kWh)})$ ※1 常時電力の他、自家発補給電力、予備電力の契約をご検討いただく場合には、約款の該当項目(自家発補給電力:第16条、予備電力:第17条)を参照の上、説明をさせていただきます。 ※2 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき再生可能エネルギーで発電した電力の買取に要した費用を、電気をご使用のお客様に、使用電力量に応じてご負担いただくものです。 ※3 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午前10時までの時間における平均力率とし、力率の算定は、所轄の一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行います。 ※4 最大需要電力の計量は、需給契約書に定める検針基準日における検針日に記録型計量器により30分ごとに計量された値の最大値といたします。 ※5 火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その増減に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。 ※6 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計測できなかった場合、それらはお客様、一般送配電事業者および当社の3者の協議によって定めます。	

チェック欄		約款該当条文
□	<p>5. 料金の支払時期、方法、および遅延利息</p> <p>(1) 支払時期 毎月の料金は月末日に締め切り、翌月に請求させていただきます。決済日及び引落日は支払方法によって異なります。</p> <p>(2) 支払方法 当社指定の支払方法の中から選びいただけます。</p> <p>(3) 延滞利息 お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて年10%の割合の延滞利息を申し受けます。料金支払いの遅延は解約事由に該当します。</p>	<p>第23条</p> <p>第24条</p> <p>第25条</p> <p>第43条</p>
□	<p>6. 設備工事等、電気供給に伴うお客様の負担事項</p> <p>(1) 設備工事等の負担 契約電力を新規契約または増加等させる際、当社と一般送配電事業者との接続供給契約に基づき、お客様の需要地点における供給設備、引込線、計量器等については、原則として一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、接続供給契約に基づき当社の負担とされる計量器、変成器、二次側配線等がある場合にはお客様に負担していただきます。</p> <p>(2) 用地の確保の協力 お客様におかれましては、供給設備のために必要な用地の確保等について協力していただきます。</p> <p>(3) 実費精算 お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金及び工事費の精算金額の支払いを求められている場合には、お客様は当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。</p>	<p>第45条</p> <p>第46条</p> <p>第30条</p> <p>第45条</p> <p>第48条</p> <p>第42条</p>
□	<p>7. 当社から契約の変更または解約に関する事項</p> <p>(1) 契約電力超過における契約電力増加変更 協議制のお客様が契約電力を超えて電気を使用された場合、または実量制のお客様の当月の最大需要電力が500kWを超えた場合には、当社はお客様協議の上、翌月からの契約電力を適切なものに変更していただきます。</p> <p>(2) 一般送配電事業者の料金変更に伴う当社の料金の改定 当社は、所轄の一般送配電事業者の約款等の改定により一般送配電事業者の料金が改定された場合は契約期間にかかわらず、需給契約における料金単価を変更することができるものとします。</p> <p>(3) 当社からの解約 当社は、本説明書9(2)記載の事由により契約を解除するほか、当社がお客様との契約をやむを得ず解約する場合がございます。</p> <p>(4) 契約解約に関わる違約金について 電力供給開始日から最終検針日が1年未満で需給契約が終了する場合は、違約金として一律3,000円の支払いが発生します。ただし、お客様の責に帰さない事由により需給契約が終了する場合は除きます。</p>	<p>第38条</p> <p>第39条</p> <p>第43条</p> <p>第8条</p>
□	<p>8. 電気供給の中止・制限および停止、解除、損害賠償、免責について</p> <p>(1) 電気供給の中止・制限 一般送配電事業者は、電気供給に必要な設備のトラブルなどにより、お客様に対して供給の中止や使用の制限などを場合がございます。</p> <p>(2) 電気供給の停止、解約、免責 お客様の電気の使用方法が保安上の危険があること、もしくは電気工作物に問題がある場合、不正な電気使用、または電気料金の支払いが行われない場合などの事由があるとき、一般送配電事業者は電気供給停止をする場合があります。また、それらの事由が一般送配電事業者の定められた期日までに解消されない場合は、需給契約を解除および損害賠償請求をすることがあります。なお解約や事故などによりお客様が電気を使用できない結果、損害が生じた場合であっても当社は責任を負いません。</p>	<p>第34条</p> <p>第31条</p> <p>第42条</p> <p>第43条</p> <p>第37条</p>
□	<p>9. 所轄の一般送配電事業者から当社およびお客様に求められる協力事項</p> <p>(1) 立入り許諾 小売供給を行うに当たり必要な供給設備、計量器等の工事、計量値の確認、保安作業、及び電気工作物の検査等を行うために一般送配電事業者など関係事業者が必要地点の敷地内などに立ち入ることがあり、お客様におかれましては正当な理由がない限りこの立入りを承諾していただきます。</p> <p>(2) 停止作業時の処理 電気供給の停止作業をする際、お客様の電気設備に適切な処理をするためにご協力いただきます。</p> <p>(3) 調整装置、保護装置の設置依頼 お客様の電気の使用が、ほかのお客様の電気の使用や、一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼすことがないよう、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を設置いただく場合がございます。</p> <p>(4) お客様からの通知 需要地点において電気工作物に故障・異常が疑われる場合、またはお客様において供給設備に影響を与えるような工事・修繕等を行う場合において、お客様は、すみやかにその旨を一般送配電事業者および当社に通知していただきます。</p> <p>(5) 情報・データの提供および連絡体制の構築 お客様は、当社と一般送配電事業者が接続供給契約を締結する際に、一般送配電事業者から当社に対し、お客様の最大需要電力、同時同量用の30分毎使用電力量およびその他接続供給契約に必要な情報・データを提供することにあらかじめ同意していただきます。お客様は、当社および一般送配電事業者と需給契約、接続供給契約上、必要な連絡体制をとっていただきます。</p>	<p>第29条 (託送約款 第37条)</p> <p>第31条</p> <p>第30条 (託送約款 第38条)</p> <p>第51条</p> <p>第52条</p> <p>第53条</p>
□	<p>10. 契約・約款変更、手続き期間の遵守</p> <p>(1) 約款、供給条件の変更 法令・条例・規則等の変更、一般送配電事業者の定める約款等が変更された場合、またはその他当社が供給条件の変更が必要と判断した場合、当社は、電気需給約款・電気需給契約等の契約条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。</p> <p>(2) 手続き期間の遵守 お客様が、契約電力変更、設備変更、名義変更等を希望する場合、当社は、一般送配電事業者に対して所定の変更手続きを申請し、その際は所定の手続き期間がかかります。そのため、お客様の変更申込みは、当社が規定する変更手続き期間を遵守していただき、またそれ以降の変更申込みについてはお客様のご希望に添えない場合がございますので予めご了承願います。</p>	<p>第2条</p> <p>第39条</p> <p>第38条</p> <p>第39条</p> <p>第40条</p>